# 令和4年第4回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

 招
 集
 令和4年12月23日(金)

 開催場所
 常滑市役所3階委員会室

 開会
 午前10時00分

# ◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査結果(令和4年7~9月分)

定期監査結果報告

日程第4 議案第7号

中部知多衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正につい

て

日程第5 議案第8号

中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第9号

中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例等の一部改正に

ついて

日程第7 議案第10号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の

制定について

## ◎本日の会議に付議された事件

議事日程のとおり

# ◎出席議員(15名)

1番 木 幸 鈴 彦 之 3番 或 弘 秀 坂 井 美 5番 穂 7番 久 野 勇 9番 青 木 宏 和 大 川 秀 11番 徳 伊 奈 13番 利 信 稲 葉 民 15番 治

2番 山本半治 芳 展 4番 秀 金 石 原 壽 朗 6番 櫻 8番 井 雅 美 10番 大 岩 保 12番 西 本 真 樹 代史子 14番 加藤

# ◎欠席議員(0名)

# ◎説明のため出席した者の職氏名

管 者 理 理 副 管 者 半田市副市長 武豊町 副町長 会 管 者 計 理 場 長 任 主 常滑市市民生活部長 半田市市民経済部長 武豊町生活経済部長 常滑市生活環境課長 武豐町環境課長

矢 伊 藤 辰 久 孝 宏 世 卓 美 Щ 本 近 藤 千 秋 聰 村 田 増 田 喜 政 石 Ш 収 水 野 善 文 大 仁 志 Щ 飯  $\blacksquare$ 浩 雅 鯉 江 剛 資 晃 北 河

# ◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

#### 

#### 午前10時00分 開会

- 議長(稲葉民治) 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年第 4回中部知多衛生組合議会定例会を開会いたします。招集に先立ちまして、 管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者。
- 管理者(伊藤辰矢) 議長のお許しをいただきまして、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、令和4年第4回中部知多衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私とも大変お忙しい中、皆さまにはご参集を賜りまして、誠に感謝申し上げたいと思います。日頃は、中部知多衛生組合の取組に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思います。情勢報告として「今年度上半期の投入量」につきまして、いつも読み上げておりますが、手元に資料を配布させていただいておりますので、そちらでご参照いただければと思います。さて、本日、付議申し上げます案件は、条例の制定案1件、条例の一部改正案3件の計4件でございます。後ほど担当からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 議長(稲葉民治) ありがとうございました。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開き、議事日程の順序に従い会議を進めてまいります。本日の議事日程は、事前に配付いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(稲葉民治) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいた します。署名議員には、5番坂井美穂議員、10番大岩保議員を指名をいたし ます。

#### 日程第2 会期の決定

議長(稲葉民治) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決 定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(稲葉民治) 日程第3「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例 月出納検査結果(令和4年7月から9月分)」及び「定期監査結果報告」に ついて、それぞれ報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたし まして報告とさせていただきます。

日程第4 議案第7号 中部知多衛生組合職員の定年等に関する条例 の一部改正について

議長(稲葉民治) 日程第4 議案第7号「中部知多衛生組合職員の定年等に 関する条例の一部改正について」を議題とします。本案に関しての説明を求 めます。場長。

場長(増田喜政) ただ今議題となりました、議案第7号「中部知多衛生組合

職員の定年等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。恐れ 入りますが、19ページの「資料2」をご覧ください。「1趣旨」でございま すが、少子高齢化が進み生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政 課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大 限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくために、 地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和5 年4月1日から施行されます。本組合においても、国家公務員に準じて、職 員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前 再任用短時間勤務制を導入するものでございます。「2改正内容」ですが、 「定年年齢引き上げに伴う段階的措置のイメージ」をご覧ください。これは、 令和14年度までの年代別の定年退職年齢等を表したものです。昭和36年、37 年度生まれの人は法改正までに60歳となるため、令和5年度以降は65歳まで 「暫定再任用」としてフルタイム又は短時間での勤務が可能です。次に昭和 38年度生まれの人は令和5年度に60歳となりますが、定年延長により61歳が 定年となることから、定年退職年度は令和6年度になります。令和6年度の 取扱いは矢印で示されているとおり、管理監督職の場合は役職定年により降 任して管理監督職ではなくなりますが、退職せずに常勤職員として働くこと もできますし、令和5年度に退職した後、「定年前再任用短時間勤務職員」 として働くこともできます。そして、令和6年度末には延長された定年とな るため、令和7年度以降は現在の再任用制度と同様に「暫定再任用」として、 65歳まで働くことができます。昭和39年度以降生まれの人も同様に見ていた だき、昭和42年度生まれの人からは定年が65歳となることから、定年後は暫 定再任用はできないことになります。また、表の下に示しておりますが、定 年年齢が65歳となるまでは2年に1歳ずつの引き上げのため、1年ごとに定 年退職者なしの年度が発生します。それでは、法改正による個別の制度等の 変更点を順に説明いたします。まず、(1)職員の定年年齢の引き上げにつ きましては、令和5年度から定年退職となる年齢が現行の「60歳」から「65 歳」へと2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に「65歳」にな ります。次に、20ページをご覧ください。(2)管理監督職勤務上限年齢制、 いわゆる役職定年制の導入につきましては、次長級以上、以下「管理職」と いいます。職員を原則として、60歳到達日の翌年度の4月1日、以下「特定 日」といいます。非管理監督職の最上位の職に降任します。ただし、特別の 事情がある場合には、例外措置を講ずることができるため、下の表に「特別 の事情」として管理監督職を降任しないことができる例を示しておりますが 現時点では想定しておりません。次に(3)定年前再任用短時間勤務制の導 入につきましては、60歳以上の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、 特定日の前日に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、従前の勤務実 績等による選考で、短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入す

るものでございます。また、今回の法改正により、現在の再任用制度は廃止となりますが、令和13年度末までの暫定措置として、65歳到達の年度末までの間は、改正前と同様の内容の再任用制度により勤務することができます。これを「暫定再任用」と呼びます。次に(4)情報提供・意思確認制度の導入につきましては、職員が60歳到達の前年度に特定日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、職員の意思を確認するよう努めるものでございます。「3改正の実施時期」ですが、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、「2(4)情報提供・意思確認制度の導入」については公布の日から施行するものでございます。恐れ入りますが、1ページの議案書にお戻りください。中部知多衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正するものとして、10ページまで記載しております。11ページの「資料1」をご覧ください。条例の一部改正についての新旧対照表で下線部分のとおり改正するもので、18ページまで記載しております。以上、議案第7号についてよろしくご審査いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

#### (3番 國弘秀之入室)

議長(稲葉民治) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### (「なし」の声あり)

議長(稲葉民治) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

議長(稲葉民治) 討論を終結をいたします。これより採決を行います。本案 は、原案を可とするにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案を可と することに決しました。 

# 日程第5 議案第8号 中部知多衛生組合職員の給与に関する条例 の一部改正について

議長(稲葉民治) 日程第5 議案第8号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。本案に関しての説明を求めます。場長。

場長(増田喜政) ただ今議題となりました、議案第8号「中部知多衛生組合 職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。恐れ入 りますが、20ページの「資料2」をご覧ください。「1趣旨」でございます が、国において令和4年8月8日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員 の給与が改定され、それに準じて本組合の一般職の職員の給与を改定するも のでございます。また、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職 員の定年年齢引き上げに伴い、60歳に達した日以後の最初の4月1日、以下 「特定日」といいます。以降に勤務する職員のうち、再任用職員を除く職員 の給料の取扱いに関する特例を規定するものでございます。「2改正内容」 ですが、「(1)人事院勧告に伴う給与改定」の「①給料表の改定」につき まして、若年層の職員の給料月額を平均0.3%引き上げるものでございます。 次に「②勤勉手当の支給割合の改定」につきましては、勤勉手当の年間支給 割合を0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.3月分から4.4月分 とするものでございます。表をご覧ください。本条例の改正内容につきまし て、年度別、支給期別にそれぞれの支給割合を示しております。21ページを ご覧ください。「(2)特定日以降に勤務する職員(再任用職員を除く。) の給料の特例」につきまして、特定日以降に勤務する職員のうち再任用職員 を除く職員の給料月額を当分の間、原則として特定日前に受けていた給料月 額の7割水準とするものでございます。「3人事院勧告に伴う給与改定によ る影響額」ですが、令和4年度、5年度の影響額は共に給料表の改定による 影響はなく、期末勤勉手当の改定による影響のみで、令和4年度が3万5千 円、令和5年度が3万6千円となる見込みでございます。「4改正の実施時 期」ですが、この条例は「2 (1) ①給料表の改定」については令和4年4 月1日から、「2(1)②勤勉手当の支給割合の改定」については令和4年 12月期の期末勤勉手当から、「2(2)特定日以降に勤務する職員(再任用 職員を除く。)の給料の特例」については令和5年4月1日から適用するも のでございます。恐れ入りますが、1ページの議案書にお戻りください。第 1条においては、中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正につ いて、令和4年度の改正としまして人事院勧告に伴う給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の改定について4ページ上段まで記載しております。4ページ上段以降、第2条では令和5年度からの改正としまして、人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合の改定及び職員の定年年齢引き上げに伴い特定日以後に勤務する職員の給料月額の取扱いについて6ページ上段まで記載しております。6ページ中段以降、7ページまでは附則として施行期日等を記載しております。次に、9ページの「資料1」をご覧ください。下線部分を改正するものでございまして、13ページまでが改正条例第1条により改定する令和4年度の改正の新旧対照表でございます。そして、14ページ以降、19ページまでが改正条例第2条により改定する令和5年度からの改正の新旧対照表でございます。以上、議案第8号についてよろしくご審査いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

- 議長(稲葉民治) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 12番(西本真樹) 資料21ページの(2)ですけど、「特定日以降に勤務する職員(再任用職員を除く。)の給料月額は、当分の間、原則として、特定日前に受けていた給料月額の7割水準とする。」ということで、当分の間と書かれていますけど、この7割というのは上限したり、下限したりするのか教えてください。
- 場長(増田喜政) 7割が上がったり、下がったりするかというのは、人事院 勧告に伴う給料表の改定によって上下することはあると思われます。以上で す。
- 12番(西本真樹) 再任用職員を除くということなんですけど、現在の再任用職員の平均と比べて、7割水準というのは高いのか、低いのかどうでしょうか。
- 場長(増田喜政) 今現在の再任用職員と比較しますと、暫定再任用職員の給料の方が高くなると考えられます。
- 議長(稲葉民治) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。
- 12番(西本真樹) 賛成の立場で討論させていただきますが、7割水準ということなんですけど、退職されて給料が7割水準に下がるということなんです

けど、やはり同じような仕事をしているということでみますと、退職してからも同等の給与にするべきだと思いますので、人事院勧告で今後決まってくると思いますが、せめて7割水準以上維持していくよう求めますので、よろしくお願いします。

議長(稲葉民治) 討論を終結をいたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案を可と するに決しました。

日程第6 議案第9号 中部知多衛生組合職員の退職手当に関する 条例等の一部改正について

- 議長(稲葉民治) 日程第6 議案第9号「中部知多衛生組合職員の退職手当 に関する条例等の一部改正について」を議題とします。本案に関しての説明 を求めます。場長。
- 場長(増田喜政) ただ今議題となりました、議案第9号「中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、17ページの「資料2」をご覧ください。「1趣旨」でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年年齢引き上げに伴い、引き上げ前の定年退職日である60歳に達した日以後の最初の3月31日以後に退職した職員の退職手当の取扱いに関する特例を定めるものでございます。「2改正内容」ですが、「(1)定年年齢引き上げに伴う改正」として、「①退職手当算定の基礎となる給料月額の特例」につきまして、退職手当の算定は退職日時点の給料月額が基礎となりますが、定年年齢引き上げ後の定年退職日に退職した場合よりも水準が下がらないよう、当分の間、減額前の給料月額を基礎額とします。次に「②退職手当支給率」につきましては、引き上げ前の定年退職日以後で引き上げ後の定年退職日前までに退職した場合であっても、当分の間、定年退職した場合に適用される

支給率で退職手当を計算します。次に「(2)雇用保険法等の一部改正に伴 う改正」の「①雇用保険法の一部改正に伴う改正」ですが、失業給付の給付 日数の延長に関する暫定措置を延長するものでございます。次に「②職業安 定法の一部改正に伴う改正」につきましては、改正により引用条文の条項ず れが生じたことから引用箇所を改正するものでございます。次に「(3)非 常勤職員に対する退職手当の支給要件の緩和」につきまして、改正前は、12 月以上続けて正規職員の1日の勤務時間である7時間45分以上勤務した日が 18日以上あった場合に退職手当を支給することとされておりましたが、その 支給要件を緩和するものでございます。次に「3改正の実施時期」ですが、 この条例の施行期日等は以下のとおりとして、18ページをご覧ください。「2 (1) 定年年齢引き上げに伴う改正」については令和5年4月1日から施行 し、「2(2)①雇用保険法の一部改正に伴う改正」については公布の日か ら施行、令和4年7月1日から適用し、「2(2)②職業安定法の一部改正 に伴う改正 | 及び「2(3)非常勤職員に対する退職手当の支給要件の緩和 | については公布の日から施行するものでございます。恐れ入りますが、1ペ ージの議案書にお戻りください。第1条においては、中部知多衛生組合職員 の退職手当に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。3 ページ中段下をご覧ください。第2条では、中部知多衛生組合職員の退職手 当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでご ざいます。附則では、第1条において施行日を規定し、第2条から第4条に おいては経過措置を規定しております。次に、5ページの「資料1」をご覧 ください。下線部分を改正するものでございまして、15ページまでが改正条 例第1条による改正の新旧対照表でございます。そして、16ページが改正条 例第2条による改正の新旧対照表でございます。以上、議案第9号について よろしくご審査いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、 説明とさせていただきます。

議長(稲葉民治) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番(西本真樹) 資料17ページ、2の改正内容①のところで退職金、退職手当ですが、最後のところに「当分の間、60歳到達時の給料月額を算定の基礎とする。」とあるのですけど、この当分の間というのは人事院勧告や国の制度が変われば、それに準じて変化するという考え方でいいのか教えてください。

場長(増田喜政) 議員の言われたとおり、給料表の改定により上下します。 以上です。

議長(稲葉民治) 他にありませんか。

## (「なし」の声あり)

- 議長(稲葉民治) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。
- 12番(西本真樹) 賛成の立場で討論させていただきますが、先ほど質問させていただきましたが、やはり人事院勧告ではなく、職員の皆さん同じような仕事をしているので、60歳到達が一番のピークにいますから、その給与なので、その算定を今後永続的にしてもらうよう、まあ人事院勧告とかあるとは思いますが、継続して60歳到達時の給与で算定するようお願いいたします。
- 議長(稲葉民治) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 原案を可とすることにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案を可と することに決しました。

日程第7 議案第10号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について

- 議長(稲葉民治) 日程第7 議案第10号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長。
- 場長(増田喜政) ただ今議題となりました、議案第10号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、15ページの「資料2」をご覧ください。「1趣旨」でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。「2関係条例の整備内容」でございますが、「(1)改正する条例」につきましては、表のとおり5本の条例を改正する

ものです。表の1番目「中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果 に関する条例」につきましては、職員の定年年齢引き上げに伴う管理監督職 勤務上限年齢制いわゆる役職定年制の導入により、管理監督職員を管理監督 職からの降格させることを分限処分として定めるなど規定を整備するもので す。次に、表の2番目「中部知多衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関す る条例」につきましては、減給において減ずる額の基礎となる給料月額を発 令の日に受けるものとするなど規定を整備するものです。次に、表の3番目 「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例」につきましては、現行 の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、再任用 短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。また、管 理監督職上限年齢制の特例として、特別の事情に該当し引き続き管理監督職 として勤務する職員を育児休業及び育児短時間勤務ができない職員に追加す るものです。次に、表の4番目「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等 に関する条例」につきましては、地方公務員法の一部改正により、引用条文 の条ずれが生じたことから引用箇所を改正するものです。また、現行の再任 用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、再任用短時間 勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。次に、表の5番 目「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」につき ましては、地方公務員法の一部改正により、引用条文の条ずれが生じたこと から引用箇所を改正するものです。次に、「(2)廃止する条例」につきま しては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、「中部知多衛生組合職員 の再任用に関する条例」を廃止するものございます。16ページをご覧くださ い。「3施行期日」ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するもの でございます。恐れ入りますが、1ページの議案書にお戻りください。改正 する条例の内容及び条例の廃止について、1ページから4ページ中段まで各 条例ごとに規定しており、4ページ下段から5ページでは、附則において関 係する条例の経過措置を規定しております。次に、7ページの「資料1」を ご覧ください。下線部分を改正するものでございまして、14ページまでが関 係条例の改正に関する新旧対照表でございます。以上、議案第10号について よろしくご審査いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、 説明とさせていただきます。

議長(稲葉民治) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ちょっと私から1つ聞きたいところがあるんですが、資料

15ページの「分限処分として」とあるのですけど、分限処分てどういう意味ですか。

- 場長(増田喜政) 地方公務員法第28条にございますように、人事評価、又は 勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が良くない場合や心身の故障に より職員の職務の遂行に支障があった場合に分限処分が下されるということ になります。
- 議長(稲葉民治) そうではなくて、分限を分かりやすい言葉で言うと、どう いうことなのですか。
- 副管理者(山田朝夫) すごくざっくり言うと、懲戒処分と分限処分というのがあるのですが、懲戒処分というのは、いけないことをやったことに対する処分です。分限処分というのは、その人が職務を遂行するのに不適格というか、ざっくり言うとそういう感じになると思います。
- 議長(稲葉民治) 分かりました。質疑を終結をいたします。これより討論に 入ります。討論はありませんか。

## (「なし」の声あり)

議長(稲葉民治) 討論を終結をいたします。これより採決を行います。本案 は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議長(稲葉民治) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案を可とするに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、令和4年第4回中部知多衛生組合議会定例会を閉会をいたします。ありがとうございました。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月26日

議 長 稲葉民治

議 員 坂井美穂

議 員 大 岩 保